

【1992年12月17日】労災保険制度の適切な運用について 「労働者災害補償保険審議会認定問題小委員会報告」(報告書)

労働省

平成4年12月17日

労働基準局労災管理課
労働基準局補償課

労災保険制度の適切な運用について

- 「労働者災害補償保険審議会認定問題小委員会報告」 -

1. 労働者災害補償保険制度(以下「労災保険制度」という。)は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡に対して迅速かつ公正な保護をするとの観点から必要な保険給付を行うことを主たる目的とするものであり、労働省では、こうした目的を十分に踏まえた運用に努めているところである。
2. こうした中で、平成元年12月に労働者災害補償保険審議会(以下「審議会」という。)から労働大臣あてになされた建議において、労災保険審議会に専門小委員会等を設け、認定基準の策定や業務上外等の認定のあり方など労災保険制度の運用面について検討を進めるよう指摘がなされたところである。
3. この建議を踏まえ、平成2年9月の審議会において、公・労・使の代表委員各3名からなる認定問題小委員会を設置することが了承された。同小委員会は、平成3年2月以来、7回にわたって会合を開催し、業務上外の認定等の運用面について検討を行ってきたところであり、別添のとおり、本日その検討結果を審議会に報告し、その内容が了承されるとともに、審議会より行政に対し報告を踏まえた運用について要請があったところである。
4. 報告の概要は次のとおりである。

労災保険制度の運用を一層適切に行うことにより必要な保険給付を的確かつ迅速に行い、もって労災保険行政に対する一層の信頼の確保を図るとの観点から、次の措置を講ずる必要があると考える。

業務上疾病の認定基準に関し、脳・心臓疾患に関する認定基準を含め、当該認定基準に関する医学的知見の収集等を一層推進すること。

具体的な業務上外の認定等の手続及び体制に関し、関係者からの十分な意見等の聴取、請求人への処分理由の説明、審査請求の処理体制の整備等に努めること。

広報・相談体制に関し、労災保険制度の仕組みや認定基準の考え方の周知等に努めること。

5. 労働省としては、報告の趣旨を十分踏まえ、引き続き労災保険制度の適切な運用に努めていく考えである。